

令和4年第5回定例会議

教育委員会会議録

令和4年6月22日

羽島郡二町教育委員会

令和4年第5回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和4年6月22日（水曜日）午前10時56分から午前11時59分まで

○場 所 笠松小学校 校長室

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

【資料1】

○議 題

△日程第3 議案第29号 優秀な教職員の認定及び表彰候補の承認について

△日程第4 議案第30号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

△日程第5 議案第31号 羽島郡二町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

△日程第6 議案第32号 岐南町社会教育委員の委嘱について

△日程第7 議案第33号 岐南町文化財保護審議会委員の委嘱について

△日程第8 議案第34号 笠松町歴史未来館運営協議会委員の委嘱について

△日程第9 議案第35号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について

○協 議 題

△日程第10 (1) 羽島郡三者協議会について

(2) 次回（第6回）教育委員会定例会の開催及びスマイル訪問について

(3) その他

○出席者	教 育 長	野 原 弘 康
	教育委員（教育長職務代理者）	西 雅 代
	教育委員	岩 井 弘 榮
	教育委員	久 納 万 里 子
	教育委員	羽 田 野 正 史

○説明のために出席した者

総務課長	石 川 恵
学校教育課長	五 藤 政 志
社会教育課長	堀 内 潤 一

1 本日の書記

総務課長	石 川 恵
------	-------

【午前10時56分 開会】

△開会

教育長挨拶

◎教育長 おはようございます。只今より令和4年第5回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。

△会期の決定について

◎教育長 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。
異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 では、日程第1 前回の会議録について、総務課長より報告をさせていただきます。

◎総務課長 前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。

令和4年第4回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和4年5月24日（火）午前8時45分より岐南町中央公民館 講義室で開催されました。

その会議の概要を報告いたします。

議題といたしまして、議案第18号羽島郡二町「立志塾」については、学校教育課長より昨年は岩井塾長の講演を聴かせていただき、子ども達がその後の学校生活にやる気を持って臨むことができたものの、コロナ禍の為途中で中止せざるを得なかったことを振り返り、今年度は感染状況を見極めつつ実施する予定であり、教育長職務代理でもある西委員さんに塾長をお願いすること、実施要項に基づき大まかなスケジュールについて、また、月1回連携会議を行うなどの内容についても説明させていただきました。委員さんより「4回の研修より連携会議の方が重要になりますね」というご意見をいただき、原案どおり承認されました。

続きまして、委嘱関係の議案につきましては、順に総務課長よりご説明をさせていただきました。

議案19号 笠松町公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第20号 笠松町文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第21号 笠松町社会教育委員の委嘱について、議案第22号 笠松町体育施設運営委員会委員の委嘱についての4議案は笠松町の社会教育関係委員関係の委嘱であり、議案第23号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について、議案第24号 岐南町立西小学校学校運営協議会委員の委嘱について、議案第25号 笠松町立松枝小学校学校運営協議会委員の委嘱について、議案第26号 笠松町立下羽栗小学校学校運営協議会委員の委嘱について、議案第27号 岐南町立岐南中学校学校運営協議会委員の委嘱についての6議案は、学校運営協議会委員の委嘱でした。

議案については、議案書に基づき、総務課長よりそれぞれの委員の任命、任期について説明を行い、原案どおり承認していただきました。

続きまして、協議題についてですが（１）キッズウィークの運用については、社会教育課長が「キッズウィークの実施について」により、今年５年目となるキッズウィークを１０月８日から１６日までの９日間として実施予定であること、すべての保護者の方とより多くの児童生徒にアンケートを行い、その結果をふまえてキッズウィークの取組について検討していく旨、４月、保護者宛に配布した文書で周知済であること、教職員に対して公民館講座開設の募集をかけていること等の説明を行い、承認をいただきました。

（２）羽島郡人権教育研修会については、社会教育課長より、７月２８日に行う人権研修会について、チラシに基づき、日本福祉大学社会福祉学部長の野尻 紀恵教授を講師に迎えて実施すること、また、教育委員さんにも出席案内をする予定であることお伝えして、承認をいただきました。

先日、堀内課長が打ち合わせに出向かれ、「子どもを真ん中にしたまちづくり」～子どもの人権を基盤として～をテーマとしてご講演いただくことに決定しましたので、本日、案内をお渡しさせていただきます。

（３）令和４年度新規事業であるスクールロイヤー配置事業については、総務課長より委託業務名を「教育行政に係る法務相談等業務」として契約をかわしたことをはじめ、資料に基づき、契約の内容と弁護士の紹介を簡単にさせていただきました。

運用面の現状については学校教育課長より、６月にスクールロイヤーの安田弁護士が学校を訪問し、各学校の実情を把握するため、管理職と懇談される予定であること等の説明を行い、承認をいただきました。

（４）次回（第５回）教育委員会定例会及び学校訪問の開催については、総務課長がスケジュールについて説明を行い、小学校の訪問も併せて行わせていただくことも確認したうえで、令和４年６月２２日（水）午前に定例会を開催することとし、開催校が決定次第、郵送にて案内することを確認させていただきました。

また、その他としまして、そこには記載してございませんが、教育長より、文科省から、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議における事例発表依頼があり、全国で唯一の共同設置の教育委員会として「共同設置教育委員会の運用について」というテーマで発表する旨、ご報告させていただいております。以上が、令和４年（第４回）教育委員会定例会議の報告でございます。

◎教育長 はい、では以上の会議録につきましては、なにかご意見等よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 はい。ありがとうございます。

【前回の会議録については承認】

△日程第２ 教育長の報告

◎教育長 では教育長の報告ということで、別添資料１をご覧ください。基本的には情報提供ということになりますけれどもよろしくお願ひします。

まず学校の実態ということで、５月の状況でございます。コロナ関係で言いますと、少なくともはなりました。

ただその反面、学級閉鎖の方はクラスターというか、大規模な広がりがありました。またあとで、述べさせていただきます。

交通事故については、本当は0が望ましいのですが、ありがたいことに去年に比べるとはるかに違います。先日の笠松町の青年の主張での代表生徒の話しぶりであるとか、久納委員さんからも以前、止まってお辞儀をしてくれたという話も伺いましたし、学校を視察すると落ち着いたというか、人を大事にするということが子どもの心の中に返ってきつつあるかなと感じました。中には横着な生徒もいると言いました。なかなか止まらずに行ってしまう子もいるということは聞きましたが、全体的にはということで、この数字に表れていると思っています。

5番、6番、7番は不登校に関わることで、全体の数が7日以上欠席者が、両町の小・中学校合わせて60ということで、やっぱり多いです。相談員と話をする中で、スマイルの利用は今のところ3名であるということです。不登校の数とスマイルの利用者の関係が今どういう状況なのかというところを、7月にスマイルの訪問をしていただく時に詳しく説明してもらうことになっております。今いちばん悩んでいることが、家庭の教育力というか、要対協に挙がっている家庭以外、いわゆるグレーゾーンの家庭の中でも親さんの意識の中に登校させたいという思いを持っていらっしゃるれば相談に来るのですが、「仕方がないね」と言って済ませてしまっていて、あきらめではないが、子どもに対する教育の熱心さがあまりないという家庭があり、なかなか難しいという話を聞いています。今、スマイルでは受け入れ態勢や教室の整備はして、当然学校の先生方と相談をしたり、保護者や該当する子ども達と相談しながら進めているのですが、実際、数字的には今のところ3名という利用者数で、難しい問題であると思いながら、少しでも改善できるよう努めたいと考えています。

問題行動等についてはそこに書かれているような状況です。遅くなりましたが、7月にいじめ問題対策連絡協議会を開催します。常々、この数字については、具体的にどういうことが起きたのかという報告をいただいていますので、どちらかという小学生の数の多さというのが、からかいやちょっと手を出したなどのトラブル系も多く含まれております。このいじめに関するスクールロイヤーの活用というのは今のところありません。先程、校長から保護者の5%という数字もありましたが、保護者対応のところでもスクールロイヤーの活用をさせていただいているという現状があります。

要対協については、岐南町で9件ほど終結しました。果して本当に終結でいいのかはわかりませんが、数的には減少しています。反面、笠松町では小学校7件、中学校2件の増加しているということで、要対協については教育委員会と福祉部局と連携をしながら、両方の機能を生かした支援をしていかなければならないと思っています。

続いて学校の教育活動ということで、笠松町三小学校の運動会が5月に行われ全ての学校をまわらせていただいて、どの学校も非常にいい雰囲気子どもたちの活力ある声が響いていいなあと思いました。ただ、松枝小ですね。これは校長先生が大変だったと思うのですが、6年生の各クラスに渡ってコロナの陽性者が出てしまって、6年生を参加させることができないということで、中止にするのか、行うのかというところで、行うことを選択をしました。ただ、6年生はオンラインで応援をするということ、1年生から5年生までが当日競技や応援を頑張ったということでした。そして、6年生は2週間後に参観日を設けて6年生の運動会を行い、1年生から5年

生はオンラインでその様子を観たということで、2日間に渡った運動会、トータルで勝敗を決めたということです。自分が校長だったら非常に悩んだと思いました。コロナ禍でできる方法として、学校として示してくれたなあと感じました。

宿泊研修と修学旅行ですが、岐南町の小学校は宿泊学習が終わりましたが、修学旅行はまだです。両中学校は、宿泊学習も修学旅行も無事に終わったということで非常にホッとしています。岐南中の2年生だけ、研修先で発熱したということで一人お迎えに来てもらったということがありましたが、皆、充実感を持って帰ってきたということです。

三番目の水泳指導についてですが、教育委員会としては可能な限り実施してほしいという願いがあって、通知を出しました。実施するよう検討してほしいとお願いをしたのですが、回答として、東小学校と下羽栗小学校は難しいと返ってきました。再度、理由を聞きながらできれば実施してほしいという思いを伝えたのですが、イエスという回答が得られませんでした。保護者の立場からすれば、今年も実施しないと3年間水泳をやらないことになってしまいます。例えば今6年生の子が中学生になった時、他の小学校の子はやってきているのに、自分の学校だけやっていないということが出てきますし。確かに、水泳がどうしても実施できない時は事故防止の指導をするということは学習指導要領にうたってありますが、それは単なる知識で終わってしまうと思うので、そこが難しいなと思っています。実際に校長の判断でそういう結論を下したということです。今年はそういう形になりました。

次に議会の方ですが、一般質問の内容が載せてあります。今回は質問が多かったですし、苦しかった部分が正直あります。詳しくは後ほど見ていただけるといいのですが、総括をすると、大きく7点ほどにまとまると思います。

一つ目、両町から質問がありました部活動の地域移行についてです。現在は、外部指導者の各部2名の確保に努めているということで、少しずつ増えてきているのが現状です。両校長に来ていただいて、部活動の現状について聞き取り調査をしました。今、保護者クラブを運営していただいています育成会の代表の方にも、実情はどうかということ等聞き取り調査をしようというところです。それを受けて、二町教育委員会として案を作りながら、それをたたき台にして意見をいただくという形で、部活動検討委員会の方を進めていきたいと思っています。方向的に今考えているのは、目標と目的ということについてです。スポーツ系では目標というと上手くなるとか勝つかということがなければ励みにならないだろうし、それはそれで大事だと思います。目的というのは、生徒、保護者の中には生涯スポーツとして部活動に入りたいという人もいれば、進学とか、職業にするかは別として、その専門性を生かしたいという人もいて、二分されると思います。その部活動の在り方とクラブ活動の在り方というところで、ある程度方向性を出しながら、ニーズに応じた選択ができる部活動にしていく必要があるのかなあと、今現在、私個人としては思っています。それもまた、検討会で議論したいと思っています。

二つ目、水泳授業の民間委託についても、両町から質問が出ました。方向としては、ぜひ進めていきたいと思っています。笠松町は笠松小学校でまたそういう動きがあると思いますし、岐南町でいうと、北小がアクアポリスにいちばん近いので、試行的にできないかを、予算的にも見積もってもらって町からOKを出してもらわないといけません、具体的なイメージを持てるように進めていきたいと思っています。

三つ目、マスクの着脱について質問がありました。大人が外していないのに子どもが外すわけがないとかなり言われましたが、教育委員会としては、基本的な防止対策を取りながら、熱中症の恐れがある場合はコロナよりも熱中症予防を優先して、継続的に子ども達には働きかけていきますという回答をいたしました。

四つ目、自転車の条例についてですが、どう周知するのかと聞かれましたので、学校では既に指導をしています。条例ができたということですので一層の保護者メールで子どもから保護者、そして保護者から地域の方々へ、学校としてできることとしてそういう形での啓発をしていきたいし、町は町で啓発をするという形になっています。

五つ目の働き方改革については、下呂市の例が挙げられました。下呂市の例をそのまま羽島郡に適用することは多分できないと思います。羽島郡の部活動というのは、生徒指導的な役割というのにも含まれていて無くすわけにはいかないですし、そういう特徴を考えながら羽島郡なりのものをつくっていききたいという答弁をするとともに、このところ、働き方改革を進めてきましたが、先生方の考え方も若干変わってきたかなと思っていて、これはありがたいことだと思います。

六つ目、誹謗中傷に関わることですが、岐南町から出ました。ここだけの話ですが、YouTubeにもいろいろ挙がっているそうです。私が答弁させていただいたことは、当然学校の方では情報モラルの指導を継続的に行っていますし、問題があればそこできちんと考えて方向性を出す指導をしています。それでも誹謗中傷がなくなるといことは学校の指導だけではできないと言いました。地域全体でそういう風土をつくらなければ無理です。大人が誹謗中傷を許さないとか、そういった風土を良くする姿を示すことが子ども達への指導になるという回答をさせていただきました。

最後に、物価高騰による学校給食への対応ということで、笠松町から質問が出ました。給食費は値上げしません。令和4年度のコロナ感染症の地方創生交付金を当てて、給食の材料費を補助していただけるということです。あとは学校側として食育の視点でということ聞かれましたので、調理員さん達も非常に苦勞して、工夫して作っていただいているので、食べ物を大切にするとか好き嫌いをしないで食べるとか、そういう食育指導につなげていきたいと答弁させていただきました。

大体、こういった内容が、岐南町・笠松町の議会の一般質問でした。

最後、3の社会の動きについてです。子ども家庭庁発足法案が来年4月からということが決まりました。学校と福祉部局との連携をどうしていくかが非常に大事だと思っていて、基本理念を読ませてもらいました。やはり気になるところが、当然子どもを真ん中には据えるのですが、親の成長を支援するとか、家庭が基盤であるということです。例えば子どもの困難はということで、問題行動は子どもからのSOS。そして保護者にも支援が必要だということが大きいと思っています。これは、エールの時も本当にそう思いましたけれども、いかに保護者の安定というのが大事かということを痛切に感じています。

ある文献があつて、心理学者の方が述べられていることを2頁から5頁までに掲載しました。本当に土台というのが非常に大事で、「愛着」ということなんですね。愛着につながる4つのSということで絵がありますが、見守られていること、安心していること、安全であること、なだめられていることと。こうした条件が子ども達の土台をつくっていく。そして、その土台があればスキルや能力も身につけていくということをお話しされてみえます。実験で、保護者が一度子どもから離れて戻ってきた時の

子どもの反応や態度で、親子の愛着が身についているのかどうかということが判断できるということです。ある素振りをした時に自分としては可愛く愛情を注いで子どもと関わっているつもりでも、実は子どもは感じていないよというバロメーターということで。何が言いたいかという、本当にこれが原点だと思うのです。教育委員会ができるできないは別としても、福祉部局と連携をしながら、何かそうした子育てに必要な情報というか、自分が意識して子どもと関わっていく大事にすべき情報というか、それをこまめに伝えていき、理解していただく、そういった仕組みを作っていく必用があると思っています。それが子どもの幸せになると思うし、親の幸せになると思います。そして、学校の先生方の幸せにもなるだろうと。

子ども庁から発展してしまったかもしれませんが、それが大事だと考えて資料として添えさせていただきました。情報提供という形になりますが、また、ご理解いただきたいと思います。

教育長の報告は以上で、終わらせていただきます。このことについて、何かご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いします。

◎岩井委員 二校は水泳指導をやらないということですか？それがわからないです。特別な事情があるのですか？

◎学校教育課長 一番問題になるのは、更衣する場面が密になりやすく、下羽栗小の場合は問題ないのですが、東小の場合はこの夏から増築するというので、教室がほぼないんです。そうすると、プールの更衣室だけではとてもではないが難しい。他の教室も今のところ飽和状態で更衣室を使う状況が難しいということで、今回は見送ることになりました。下羽栗小学校についても、プールへ行く過程においての更衣室がとりづらいと。あるいはプールの真横に更衣室があれば、まだ距離的な部分で何とかできるのですが、構造上難しいということが大きいようです。また、これほどこの学校にも言えることですが、小さい学校が抱える問題として、今までのように大プールと小プールと両方使ったり、2学級一緒に入ったりして使うということが、感染上難しいのです。そうすると、ひと学級しか入らないため担任は一人です。でも複数で見ないと危険度が増します。そうした時に一人の担任に一人二人つかなければならないが、小さい学校になるとフリーの先生の数が少ないので、そちらの方でも手が回らないということもあります。下羽栗小学校は総括をして、本年度は見送ることになったようです。

◎岩井委員 なるほど。

◎学校教育課長 ただ、難しいのは、こちらからはできる限り前向きにプールの開始について検討してくださいという投げかけですので、それを受けて学校側が検討して、やるやらないは学校側に任せたところがあります。どうしてもこういう形で差が出たという現状はあります。

◎岩井委員 三年間やらないことになりますからね。

◎教育長 そうなんです。

◎岩井委員 命にかかわることですからね。

◎教育長 これについては、私も納得できていないところがあります。

◎岩井委員 すっきりしませんね。

◎教育長 西さん、保護者からは何かないですか？いち早く東小が、すぐ一で今年のプールは実施しませんと出しましたが。

◎岩井委員 そうなんですか。

- ◎教育長 私は全部の学校に入れますので。下羽栗は、すぐ一入には入っていませんでしたね。
- ◎学校教育課長 そうですね。プリント等で出されたと思うのですが。
- ◎教育長 PTA会長にも、保護者の反応について実際にどうか聞いてみたんです。今のところは何もないと言われたのですが。
- ◎岩井委員 この話は運営協議会にはかかったのですか？かかってないですか？
- ◎教育長 運営協議会では出てないですね。出してもらおうと良かったかなとも思ったのですが。
- ◎岩井委員 出てないですよ。出してもらっていたら、応援団が増えたのではないかと。思って。実施する方にね。
- ◎教育長 そうですよ。先生の数としては少ないので。運営協議会も先日ありましたし。私も、直接校長に2～3回電話をして、本当にいいのかを聞いたのですが。
- ◎久納委員 コロナの状況がすごく変わらないと、来年も同じような感じになりますよね。
- ◎学校教育課長 そうですね。どの程度マスクが緩和されるか、もしくは更衣の関係がどの程度緩和されるかによっては変わってくると思いますが、今ですと比較的熱中症のこともあって取ってもいいことになってきていて、世の中の的にも一般的な人も歩いている時には取っていいと呼びかけられていますので、そのあたりが緩和されていけば変わってくるころはあるかと思っています。
- ◎教育長 今年並みならGOでしょう。東小は確かに規模が大きいので、一斉にやろうと思うと無理だけど、数を減らしてでも水に慣れるというか、そういう方法もあると私は思ったのですが。自分自身も、水泳を1年やらないと苦しいですが、少し泳ぐと楽になります。慣れというか。そういうことは大事だと思います。
- ◎久納委員 皆さん、工夫していらっしゃるんですよね？
- ◎教育長 他の学校は始めています。松枝小も始めていますから。
- ◎岩井委員 大規模な学校でもね。
- ◎久納委員 理由がわからなかったのですが、子ども達が、今月は女子だけ入って男子は別のことをして、来月は男子が入るということを話していました。
- ◎教育長 そういうこともあるかもしれません。中学校の体育ではないですか？おそらく女子の体育で水泳というように。
- ◎久納委員 中学校ですかね？そんなふうに工夫して人数を減らしてみえるんだなあと。思って。
- ◎教育長 水泳は学習指導要領でも必修になっていますからね。
- ◎岩井委員 必修ですよ。
- ◎教育長 岩井委員さんからもお話ししてもらえませんか？
- ◎羽田野委員 更衣室がないということですか？教室で着替えるのではないのですか？
- ◎教育長 小学校の低学年なら、教室で着替えるということも以前はあったかもしれませんが。
- ◎岩井委員 その状況というのは、密になるという問題を除けば、3年前までも同じ状況だったわけですよ？
- ◎久納委員 保護者の方からは特にないのですか？スイミングに行っている人がよほど多いんでしょうか？
- ◎西委員 私も、今年あるのかな？どうなのかな？と思いながら、ぎりぎりまで用意しないでこうと思って、中学校があるということを知って慌てて買いました。ずっとなかったもので、みんなサイズアウトしていると思います。それで東は実施しないとなったので、家庭訪問はあったのに、プールはないのかということを知りました。でも、子どもは子どもなりに「東小は更衣室がないから、着替えるところが密になってしまうかららしい

よ」と言っていたので、私もそうか、それなら仕方がないなあと思いました。

◎教育長 単純に規模的に考えると、東小はもしかしたら厳しいのかもしれないとも思います。下羽栗は、どうなのかなあと思うんです。実は町の議会の答弁の打合せの時も、下羽栗はやらないのかと聞かれまして、町議会でもやらないということを聞かれたと校長に電話をしたのですが、やりませんという答えでした。変更はもう無理なのかな？

◎学校教育課長 わかりませんが。

◎教育長 まだ、7月の夏休みまでであるし。当然プールそうじはやらなければいけないけれど。そこに、例えば見守りを地域の方も一緒にお願ひできませんかというようなことで。

◎岩井委員 そうなんです。そのために、コミュニティスクールをやっているのだから。まあ、いいです。

◎教育長 これだけは、私自身も納得できていないので。結果的には同じになるかもしれないけれど、そのあたりの体制づくりとかは促していきたいと思います。水泳についてはこれで。他にはよろしいですか？

◎久納委員 大丈夫です。

◎西委員 はい。

◎羽田野委員 特にないです。

◎教育長 よろしいですか。今日は情報提供という形になりましたが、よろしくお願ひします。

【異議なし】

○議題

△日程第3 議案第29号 優秀な教職員の認定及び表彰候補の承認について

◎教育長 それでは続いて会議に移ります。議題ですね。まず議案第29号について五藤課長の方から説明をお願いします。

◎学校教育課長 はい、議案第29号 優秀な教職員の認定及び表彰候補の承認についてお願ひいたします。4頁からになります。羽島郡二町では優秀な教職員の認定及び表彰に関する要綱を定めておまして、目的としましては、ここで認証する先生方の更なる資質の向上と、この先生方の力をお借りして優秀な教職員を広げるということで、本年度でいいますと、一昨年度この表彰を受けた方々に、夏の研修会において講師をしていただくことを計画しております。それで、本年度につきましては7頁にとびますが、このお二人の先生方を認証候補者として挙げさせてもらいましたので、今日お諮りしたいと思っております。

一人目は、東小学校でお勤めですが、学級経営・生徒指導ということで、特に、誰もが安心して活動できる学級、安心・安全なる学級づくりで、非常に実績があるということ、生徒指導上においても集団のモラルの構築や、児童本人が自ら判断力を身に付けるようなことを大切にしながら、日頃の指導を行っていたということで、この方をSESで認めてあげたいと思っています。

二人目は、西小学校にお勤めです。研究推進ということで実績があります。研究推進委員長として研究の方途を具体的に示し、また、組織的な研究戴せの確立に大変貢献したと聞いております。また、西小学校は、昨年度12月に公表会を行っておりまして、特別活動で岐阜教育事務所の指定研修校としての発表を行いました。この発表に大変力を注ぎ、確かな成果を残したと聞いております。

このお二人の先生方について、認証していただきけたらありがたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

◎教育長 はい。では、今年の候補者がこの2名ということですが、ご質問等はよろしかったですか？

【特に質問なし】

◎教育長 では、お認めいただけますか？

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。

◎学校教育課長 ありがとうございます。

◎教育長 では、この二人を表彰するというので、よろしくお願いいたします。

△日程第4 議案第30号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

△日程第5 議案第31号 羽島郡二町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

△日程第6 議案第32号 岐南町社会教育委員の委嘱について

△日程第7 議案第33号 岐南町文化財保護審議会委員の委嘱について

△日程第8 議案第34号 笠松町歴史未来館運営協議会委員の委嘱について

△日程第9 議案第35号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱について

◎教育長 それでは、続いて委嘱に関する議案第30号から第35号まで一括でいいですか？

◎総務課長 はい。

◎教育長 では、石川課長の方から説明をお願いします。

◎総務課長 はい。では、議案第30号から説明させていただきます。いつものように委嘱関係となりますが、10頁をご覧ください。

議案第30号 羽島郡二町特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてです。

任命につきましては、羽島郡二町特別支援教育連携協議会設置要綱第3条第2項により、委員は、医療機関関係者、羽島郡小中学校長会を代表する者、羽島郡特別支援教育コーディネーター等関係者、羽島郡PTA連合会を代表する者、羽島郡内の保育園及び幼稚園を代表する者のうちから、教育委員会が委嘱するとあります。

任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱いたします。今回初めて委嘱させていただく方については太字と下線で示させていただきました。委員の任期は、令和5年3月31日までの1年間となります。第1回会議は、6月30日に開催が予定されておりますのでご報告いたします。

続きまして、議案第31号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてです。いじめ問題対策連絡協議会は、岐南町いじめ防止対策に関する条例及び、笠松町いじめ防止対策に関する条例第9条第1項に規定されている会議であり、いじめ防止等に係る機関及び団体との連携を図るため、羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則に基づいて実施する会議でございます。同規則第3条に、協議会は、委員10人以内をもって組織し、教育委員会が、関係行政機関の職員、いじめ防止に関し優れた見識を有する者、各種団体等が推薦する者、教育委員会及び所管する学校の職員、その他、教育

委員会が必要と認められた者の中から委嘱するとあります。

委員の任期につきましては、第4条に2年と定められており、昨年度、令和3・4年度の2年間で委嘱をさせていただいております。今回は役職の変更に伴う任期途中での更新がございました。3名の方が新たにいられた方です。任期は前任者の残任期間、令和5年3月31日までの1年間でございます。また、第1回会議は、7月11日に開催予定をしておりますのでご報告いたします。なお、いじめ問題対策委員会委員5名につきましては、変更ございません。

続きまして、議案第32号 岐南町社会教育委員の委嘱についてです。12頁をご覧ください。社会教育法第15条第2項及び岐南町社会教育委員条例第2条に、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から、教育委員会が委嘱するとあり、同条例第4条第1項により、委員の任期は、2年と定められております。今回は、任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱いたします。今回初めて委嘱させていただく方については太字と下線で示させていただきます。委員の任期は、令和6年3月31日までの2年間となります。第1回会議の日程は調整中ですが、7月に開催が予定されておりますのでご報告いたします。

次に、13頁、議案第33号 岐南町文化財保護審議会委員の委嘱についてです。

任命につきましては、岐南町文化財保護条例第28条第2項により、委員は文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱するとあります。任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱いたします。今回初めて委嘱させていただく方については太字と下線で示させていただきます。委員の任期は、令和6年3月31日までの2年間となります。第1回会議は、現時点では未定とのことです。

続きまして、14頁の議案第34号 笠松町歴史未来館運営協議会委員の委嘱についてです。笠松町歴史未来館条例第5条第2項に、協議会は、羽島郡二町教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織するとあります。今回は、任期満了に伴い、6名すべての方が再任ということですが、改めて委嘱をさせていただきます。委員の任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となります。第1回会議については、7月開催予定で、日程調整をしている段階とのことです。

最後に、議案第35号 岐南町総合調理センター運営委員会委員の委嘱についてです。任命につきましては、岐南町総合調理センター運営規則第8条により、各学校長、各学校PTA会長、校医代表、保健所の代表者、学識経験者、学校薬剤師を以て組織し、同設置条例第6条により、羽島郡二町教育委員会が委嘱するとあります。今回は任期満了に伴い、再任の方も含めてすべての方に改めて委嘱いたします。今回初めて委嘱させていただく方については太字と下線で示させていただきます。委員の任期は、令和5年3月31日までの1年間となります。第1回会議は、夏休み中に開催が予定されておりますのでご報告いたします。委嘱関係の議案説明は以上となります。

◎教育長 はい、議案第30号から第35号までを一括してご説明させていただきました。すべて委嘱になりますけれどこれについてご意見はよろしかったでしょうか。

◎羽田野委員 12頁ですが、スポーツ協会の会長とありますが。

◎総務課長 鷺見さんは副会長でしたね。大変失礼をいたしました。申し訳ございません。

◎教育長 その通りですね。

◎総務課長 ありがとうございます。訂正させていただきます。

◎教育長 会長は羽田野さんですので。

◎総務課長 付け加えさせていただくと、この岐南町社会教育委員の会には教育委員さんもお出席をいただきます。西委員さんと羽田野委員さんには、公民館の方から会議の案内通知があると思いますのでよろしくお願いします。失礼しました。

◎教育長 ありがとうございます。

そのほかはよろしかったですか？お気づきになられたことがもしあれば、お願いします。

【異議なし】

◎教育長 では、お認めいただいたということで、委嘱をさせていただきます。

続いて、協議題の方に移らせていただきます。

△協議題

日程第10 (1) 羽島郡三者協議会について

◎教育長 まず最初に、羽島郡三者協議会について、堀内課長をお願いします。

◎社会教育課長 はい、では羽島郡三者協議会についてご説明します。資料の16頁をご覧ください。

7月15日金曜日の19時30分からPTA連合会による三者協議会を開催する予定です。各学校からPTA会長、校長、そして二町教育委員会の三者が集まり、テーマについて意見交流し、よりよいPTA活動について考える機会にしたいと思っています。テーマについては「学ぼうPTA、見つめようPTA」です。そして、意見を交流させる話題なんですけど、ひとつ目が役員・委員選出、組織作りに関わること、ふたつ目が事業内容に関わること、現在、事業内容をどのように変化させてきているかとか、工夫しているかというようなことが話題になります。三つ目がPTAの意義・意味、そして何を目指していくのかということについて。この三点について意見交流をし、今後の活動につなげていくということを行います。こちらの会につきましては、会があることをご承知おきくださいということです。以上です。

◎教育長 知っておいていただくということですね。よろしくお願いします。

(2) 次回(第6回)教育委員会定例会の開催及びスマイル訪問について

◎教育長 では、続いて次回定例会の開催及びスマイル訪問について、総務課長から説明させていただきます。

◎総務課長 資料の17頁をご覧ください。

教育委員会の事務局のスケジュールについては、×印をつけてあります。

また、以前より委員さん方からスマイルの視察について、ご意見・ご要望を受けておりましたので、次回定例会に合わせまして、スマイルの訪問についても併せて実施させていただけないかということで、日程を調整させていただきたいと考えております。

笠松町選出久納委員さんの任期満了に伴いまして、両町の6月議会に上程していただきました任命同意の議決が得られましたので、今後も引き続きお願いするということになりました。できれば、久納委員さんの辞令交付式も同日に行えないかと考えまして、スケジュールを確認いたしました。

候補日としましては、7月20日(水)、21日(木)、22日(金)午前であれば、両町長も空いておりますので、辞令交付の後に視察を行い、定例会までということ、忙しい日程にはなりますが、調整ができそうですので、ここに提案させていただいてお

ります。視察場所はくつろぎ苑2階の徳田町民センターにあります「スマイル岐南」と、笠松の福祉会館隣の「スマイル笠松」の2箇所です。会議の会場をどこにするかによって、まわり方をこちらで検討させていただきたいと思いますが、ご都合の方はいかがでしょうか？

- ◎岩井委員 久納さんの都合を優先してください。
- ◎久納委員 21日は午後が都合悪いです。
- ◎岩井委員 午前ですか？3日とも？
- ◎総務課長 午前です。12時には終われるようにと思っております。
- ◎久納委員 多分大丈夫です。
- ◎岩井委員 僕も、3日間とも午前は大丈夫です。
- ◎総務課長 でも21日の午後は他にご予約がおありなんですね。
- ◎岩井委員 そうですね。二人とも、予定は入っています。
- ◎総務課長 20日ですが、後でご案内をするのですが、午後に新任教育委員さんの研修が予定されておりまして、日程的に慌ただしいのかなとも思っております。
- ですので、会場も空いておりますし、皆さんのご都合がよろしければ22日にさせていただくのがいいかもしれません。
- ◎羽田野委員 私が駄目ですね。22日は、町議さんとの懇談会が午前中にありますので。
- ◎久納委員 それなら、21日でいいですよ。
- ◎総務課長 よろしいですか？
- ◎岩井委員 午前中に終われば大丈夫です。
- ◎総務課長 わかりました。それでは21日の午前中にさせていただきます。
- ◎教育長 自治会の関係ですか？
- ◎羽田野委員 そうです。
- ◎総務課長 そうなんですね。皆さんお忙しいですね。では、21日に決定させていただきます。
- ◎教育長 ちょうど夏休みに入ったところですね。
- ◎総務課長 スマイル二箇所をそれぞれ10分程度、見学というか視察をしていただきまして、もちろん、清水先生にもご説明していただく時間を設けさせていただきます。
- ただ21日ですと、徳田町民センターで引き続き会議を行うとすると、昼のお部屋しか空いていないような状況です。会議はテーブルと椅子の方がよろしいですよ？
- 定例会議は、役場の会議室に移動していただくこととなりますので、日程についてはまた検討をして通知の方を出させていただきます。よろしく願います。
- ◎教育長 移動が大変かもしれませんが、願います。
- ◎総務課長 視察の方は役場を拠点として、公用車でこちらの方で運転して移動させていただこうと思っております。2台に分かれることとなりますがよろしく願います。
- では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

(3) その他

- ・令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会の開催について
- ・令和4年度岐阜県市町村教育委員会連合会「新任教育委員・教育長研修会」の実施について

- ◎教育長 では、その他の方にまいります。2点ほどありますか？
- ◎総務課長 はい。ではまず私から連絡させていただいた後、学校教育課長と社会教育課長からもお伝えしたいことがありますので、順に話をさせていただきます。

◎総務課長 資料とは別に、研修会のご案内が来ておりますので、配布させていただいております。
まず、県の教育事務所を通じて、文部科学省初等中等教育局より「令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会の開催について」のご案内が来ておまして、前期・後期のうちいずれか1回の参加が可能ということです。

簡単にご説明しますと、前期はオンラインで実施され第1回目を7月28日（木）、第2回目を9月8日（木）に、それぞれ13:00～16:40を予定しており、研究分科会を選択してグループ討議に参加する形になるようです。参加をご希望される方がみえましたら、こちらで取りまとめをさせていただいて文科省に申し込みます。明後日6月24日が締め切りとなっておりますので、参加をご希望される場合、分科会についても検討していただき、明日6月23日（木）の正午までに、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、県の事務局からも、令和4年度岐阜県市町村教育委員会連合会「新任教育委員・教育長研修会」の実施案内がありました。こちらは、2年に1回開催される新任委員さんに対する研修会となりまして、今回対象となるのは西委員さんと羽田野委員さんのお二人となっております。お二人には既に事前にご案内をして、ご参加いただける旨確認させていただきました。本日開催要項もお渡ししております。事務局からはそれ以前に就任された方で希望される方がみえればご案内くださいとのことでしたので、一応お伝えをさせていただきました。こちらも6月28日（火）までに事務局へ連絡することとなっております。西さんと羽田野さんはご出席ということでよろしかったでしょうか？

◎西委員 はい。

◎羽田野委員 はい。

◎総務課長 県の研修については、今回、お二人のご参加ということでよろしかったでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 中村課長の話でしたね。

◎総務課長 はい、そうです。ではお二人ということで報告させていただきます。

では、文科省の方の研修についてはいかがですか？

◎久納委員 羽島郡の人権教育研修会が7月28日ですよ。

◎社会教育課長 日にちが重なっていますね。

◎総務課長 本当ですね。私も全然気づいていませんでした。

◎久納委員 私は羽島郡の研修に出席させていただきたいと思っていますので。

◎社会教育課長 ありがとうございます。ちょうど同じ日でした。

◎教育長 オンラインの研修でしたね。そこは参加は無理だね。

◎総務課長 そうですね。すみません。私が気づいていませんでしたので申し訳なかったです。

では、参加者なしということで申込みはしないことにさせていただきます。

2回目だけでも出席できそうか確認いたしまして、またご連絡しましょうか？

◎岩井委員 今回は参加しないということでいいですよ。

◎教育長 オンラインで聴くだけなら、申し込んでおいて。

◎総務課長 わかりました。では、教育長さんだけでも申し込ませていただきます。

◎教育長 聞きたい話題や課題はたくさんあるんですが。では、続いてお願いします。

◎学校教育課長 クリップで別綴じしてあります羽島郡二町立志塾実施要項ですが、前回もおおよそ

お話をさせていただきましたが、若干、時間帯や場所が変わったところがありますので、改めて配布させてもらいました。わかりやすいのが、一番後ろの子ども達に出した案内なのですが、この日付でこの時間帯で、場所は右に書いてあります。これは予定としてありますが、現状このように場所の確保ができていますので、このとおりに行きます。もしもご都合がつかましたら、おいでいただいて子ども達にひと言アドバイス等をいただくと大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎教育長 よろしく願います。

◎久納委員 出席の場合は前もってご連絡の方がいいですか？

◎学校教育課長 突然来ていただいても構わないですが、もしも事前にご連絡いただくとありがたいです。

◎教育長 立志塾について、学校への連絡は済んでいますか？

◎学校教育課長 はい。学校には配布済です。

◎西委員 小学校は個々にいただいて、中学校は貼りだしてあって希望者は申し込みをということでした。

◎教育長 そうということなんですね。わかりました。

◎西委員 岐阜市とかでも同じようなことはあるんですか？それは三泊四日だったんですが。

◎学校教育課長 岐阜立志塾ですね。あります。

◎西委員 子どもに、事前にこの募集があったら一緒に行こうと言っていたのですが、最初にもらってきたチラシに三泊四日と書いてありましたので。

◎教育長 多分、県主催のですね。

◎西委員 そうですか。あ、それは違うよと話しました。いろいろあるんですね。

◎教育長 同じような名前であります。

◎西委員 少しうらやましいと思いました。

◎教育長 他にはよろしいですか？

では、続いて堀内課長さん。

◎社会教育課長 はい。私の方からですが、すみません。今日机の上に、羽島郡人権教育研修会のご案内を置かせていただきました。7月28日、受付13時、開始が13時15分から、14時30分までということで確定しましたので、お伝えしたいと思います。

「子どもを真ん中にした町づくり～子どもの人権を基盤として～」ということで、講演をいただきます。ご参加をよろしくお願いいたします。

◎岩井委員 出席と言っておけばいいですか？

◎教育長 よろしいですか。

◎学校教育課長 ありがとうございます。

◎社会教育課長 皆さん出席ということでよろしいですか？ ありがとうございます。

◎教育長 では、これを持ちまして、令和4年第5回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

【午前11時59分 閉会】